

高齢者福祉医療助成金支給事業 (おむつ助成金)

在宅及び入院のねたきり高齢者に対し、おむつ代の助成金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

○対象者○

在宅・医療機関等で6か月以上寝たきり状態にある、おむつを使用している高齢者
(申請する年の1月1日に恩納村在住)

提出書類

- ①恩納村高齢者福祉医療助成金資格認定申請書(様式1号)
- ②医師の意見書(様式2号)
- ③振込口座が分かる通帳かキャッシュカード(コピー)

支給額：月額7500円(支払いは毎年10月・4月の年2回です。)

～支給の流れ～(年間)

- ①申請(認定申請書の記入と医師の意見書を役場に提出)
- ②役場から決定通知・非該当通知の送付される
- ③役場から該当者に9月に支給申請書が送付される(現況確認)
- ④9/1～15日までに支給申請書と意見書を役場に提出
- ⑤10月末までに(4～9月分)指定の口座に振込される(1回目の支給)
- ⑥役場から該当者に3月に支給申請書を送付(現況確認)
- ⑦3/1～4/15までに支給申請書を役場に提出
- ⑧4月末までに(10～3月分)指定の口座に振込される(2回目の支給)

○継続の方は③～⑧の流れを毎年行います。

※次年度9月時、1年以上寝たきり見込みの方は意見書提出を省略される場合もあり。

助成が受けられなくなる場合

- ・高齢者が申請する年の1月1日に恩納村在住でない場合
- ・高齢者がおむつ代が保険給付の病院、又は施設入所した場合
- ・高齢者が寝たきりの状態から6か月に満たない者
- ・高齢者が亡くなった場合

